

令和6年3月19日
千葉県報第13923号 別冊

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員

別 記

第 1 結論

本件措置請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 措置請求人（以下「請求人」という。）

省 略

2 受付日

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

3 請求の要旨

提出された千葉県職員措置請求書及び添付の事実証明書、請求人の陳述等を総合し、本件措置請求の要旨を次のように解した。

千葉県知事（以下「知事」という。）が、千葉県議会議員阿井伸也（以下「本件議員」という。）の政務活動費の不正受給分（不当利得）を同人から千葉県へ返還させることを怠っている事実を確認し、是正させることを求める。

請求の理由は以下のとおりである。

- (1) 本件議員の令和 4 年度政務活動費収支報告書において、令和 4 年度の人件費は阿井伸也後援会が 30%負担するとして、月 23 万円の 70%を氏名不明へ支払ったことになっているが、同後援会の令和 4 年度人件費は月 1 万円であったことから不正受給が判明した。他に電話代及び F A X 代も番号が政党支部である自由民主党千葉県大網白里市第一支部と阿井伸也後援会と同一であった。政務活動費での本件議員の事務所とは政党支部を本件議員の事務所とし、政務活動費の不正受給をしていた。
- (2) 千葉県選挙管理委員会へ提出された政治資金収支報告書によれば、大網白里市大網 1 5 5 には、自由民主党千葉県大網白里市第一支部（以下「本件政党支部」という。）、阿井伸也後援会（以下「本件後援会」という。）及び伸葉会があり、問合せ先はすべて同一人物、同一電話番号であった。他に本件議員の事務所もあり、電話番号が同一であるから、電話代は後援会との 50%の按分率は明らかにおかしい。

事務費計上の事務所賃借料、駐車場、賃借料他すべてが政党支部の費用

- を政務活動費で不正に支出していたのが明らかである。
- (3) 知事は、千葉地裁に提出された原告準備書面で本件議員の政務活動費の不正受給を知りながら放置していた。

第3 監査委員の除斥

関政幸委員及び岩井泰憲委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、本件措置請求の監査には関与しなかった。

第4 陳述の聴取及び監査の実施

1 請求の受理

本件措置請求について、法第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和6年1月19日、本件措置請求を受理し、知事に対して監査を行うことを決定した。

2 監査対象事項

本件措置請求書及び添付された事実証明書を総合すると、請求人は、知事が本件議員に対し、千葉県政務活動費の交付等に関する条例（平成13年条例第1号。以下「本件条例」という。）に基づき支出した令和4年度の政務活動費（以下「本件政務活動費」という。）のうち、本件議員が、事務所費、事務費及び人件費として支出したもの（以下「本件各支出」という。）に係る分について、政務活動以外の活動との按分の割合に誤りがあることなどを理由として、本件政務活動費の支出に違法又は不当がある旨主張するものと解される。

したがって、請求人の主張に関する事務を所掌している千葉県総務部財政課（以下「財政課」という。）を監査対象機関として、本件政務活動費の支出に、請求人の主張する違法又は不当があるか監査した。

3 請求人の陳述の聴取

法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、令和6年1月29日に陳述書を提出した上、同年2月7日に陳述を行った。

請求人は、陳述において、改めて按分について違法がある旨について主張するとともに、本件監査における証拠の収集方法や事務局職員の監査方法、本件措置請求における監査の対象、別訴訴訟などについて、本件条例が違法なものであることなどを根拠に主張や要望をした。

4 執行機関による陳述の聴取

令和6年1月22日、本件措置請求に係る執行機関の陳述の内容を記載した書面の提出を求めたところ、同月31日、同日付け財第310号により、「住民監査請求に係る意見について」（以下「意見書」という。）と題する書面が知事から別紙のとおり提出された。

同年2月7日、財政課主幹から別紙意見書のとおり陳述を聴取した。

5 令和6年2月7日に実施した監査の概要

令和6年2月7日、財政課に対して監査を行った。質疑応答の概要は、以下のとおりである。

- (1) 後援会以外の活動も含まれている旨を明示すべきだったとのことだが、この点についてどう考えているか。

【財政課の回答】

実態に問題はなかったが、表記に問題があったと考えている。

今回、後援会活動との記載は文字どおりに読めば、後援会活動のみと按分したように読める。

誤解がないような記載をすべきであったと考えている。

- (2) 政務活動収支報告書について、記載の修正をしているとのことだが、修正の状況はどうか。

【財政課の回答】

本件議員から、2月1日付けで、事務所費、事務費及び人件費における「支出のあん分の状況」欄について、別表「修正後の記載」欄のとおり記載を修正する旨の報告書が提出された。

- (3) 事務所費と事務費について、抑制的に請求しているとは、どのような意味か。

【財政課の回答】

政務活動費は公費であり上限額があることから、その範囲内に納まるように事務費及び事務所費については、実際に政務活動として使用した額よりも低く請求したと聞いている。

- (4) 政務活動費と按分する対象には、後援会以外の活動も含まれている旨を明示すべきであったと考えるとのことだが、今回の件に限らず、政務活動費の按分について、議長が通常どのように調査や確認をしているか把握しているか。

また、今後、今回のような事例が発生しないような対応を何か考えているか。

【財政課の回答】

収支報告書の按分については、議会事務局において、内容に応じて確認を行っていると聞いている。

今後については、県民の誤解を招くことなく、県条例や運用指針等に

沿った政務活動費の適正な活用が図られるよう、議会事務局を通じて徹底していきたい。

第5 認定した事実

執行機関に対して行った陳述の聴取、監査、職員調査等を総合し、以下の事実を認定した。

1 政務活動費制度について

法、本件条例などにおいて、本件措置請求に関連するものとして、以下のような定めが認められる。

(1) 法令の定めについて

ア 法第100条第14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができ、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない旨規定している。

これを受け、千葉県は本件条例を制定しており、本件条例第2条第1項において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。」と規定し、また、本件条例第2条第2項においては「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」と規定し、別表において政務活動費を充てることのできる経費を調査研究費、研修費、会議費、資料購入費、資料作成費、広報費、事務所費、事務費、人件費及びその他の政務活動に必要な経費の10項目に分類している。

このうち本件措置請求に係る事務所費、事務費及び人件費について、同別表において、次のとおり規定されている。

区分	項目	内容
七	事務所費	政務活動に使用する事務所の設置及び維持管理に要する賃借料、光熱水費、清掃委託、修繕経費その他これらに類する経費をいう。
八	事務費	一の項から六の項までに掲げるもののほか、会派又は議員が行う政務活動に必要な事務に係る経費で、おおむね次に掲げるものをいう。 一 事務用消耗品類の購入費、複写印刷費、事務機器

		の修繕費等 二 机、椅子、ロッカー、応接セット、パーソナルコンピュータ等備品類の購入経費 三 複写機、ファクシミリ、パーソナルコンピュータ等の賃借料、駐車場使用料等 四 電信電話料、インターネット使用料、送料、保険料、各種手数料等 五 政務活動に必要な連絡業務等の旅費
九	人件費	会派又は議員が行う政務活動に必要な事務に従事する事務員等に係る経費で、給料、賃金、各種手当、社会保険料、委託料等の常時若しくは臨時の雇用又は委託に要するものをいう。

イ そのほか、法第100条第15項で、政務活動費の交付を受けた議員等は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することを、同条第16項でその用途の透明性の確保について、議長に対し努力義務を課している。

これらを受け、本件条例第13条において、議長に調査等の権限を定めている。

そして、千葉県政務活動費の交付等に関する規程（平成13年議会告示第2号。以下「本件規程」という。）第7条において、議長に対し、収支報告書の写しを知事へ送付するよう定めている。

(2) 政務活動費の手引きについて

千葉県議会は、政務活動費に関する本件条例及び本件規程による交付手続等の概要や支出に当たっての留意事項等をまとめた冊子である「政務活動費の手引き（令和2年3月改訂版）」（令和2年3月千葉県議会作成。以下「手引き」という。）を作成しており、手引きでは、経費の按分について次のとおり運用指針を定めている。

ア 算出方法について

一つの経費に政務活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合は、当該経費に一定の割合を乗ずるなど実態に応じて按分した上で、政務活動費を充てなければならない旨を定め、割合算出の基準になるものとして、「時間」、「日数」、「面積（スペース）」、「距離」等を挙げている（手引き第2章4（1））。

イ 実態に基づく按分が合理的に説明困難な場合の按分割合について

手引きにおいては、前記アのとおり、実態に応じて合理的に説明可能な按分を行うことを原則とする一方、合理的に説明が困難な場合は、「次に掲げる按分割合を上限として、適切に按分するものとする。」として、下表を定め、この割合を上限として、適切に按分することを認めている（手引き第2章4（2））。

活動内容	按分割合
政務活動＋政務活動以外の活動が1つ	1 / 2
政務活動＋政務活動以外の活動が2つ	1 / 3
政務活動＋政務活動以外の活動が3つ	1 / 4

※政務活動以外の活動例…後援会活動、政党活動、選挙、私的活動等
ウ 経費別の指針について

(ア) 事務所費について

事務所費における経費の按分については、事務所の使用の実態が政務活動に限定して使用される場合を除き、按分について、前記ア及びイのとおりとするとされ、原則として「時間」又は「面積」によるものが考えられるとされている（手引き第3章「事務所費」の「運用指針」）。

(イ) 事務費について

事務費における経費の按分については、按分の方法として、前記ア及びイのとおりとされている（手引き第3章「事務費」の「運用指針」）。

(ウ) 人件費について

人件費における経費の按分については、雇用した事務員等が政務活動以外の業務（後援会活動に係る業務等）に従事した場合は、業務日誌によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分処理の上、政務活動費を充てることとされている（手引き第3章「人件費」の「運用指針」）。

2 本件政務活動費の支出及び本件各支出について

本件政務活動費の支出に係る証拠書類を確認したところ、以下の事実が認められる。

(1) 本件議員への政務活動費の支出

知事は、本件条例第9条第1項の規定による請求を行った本件議員に対し、令和4年4月22日、同年7月22日、同年10月21日及び令和5年1月20日に政務活動費（合計4,200,000円）を支出した。

また、知事は、当該支出について、同年5月10日付けで、支出の額が4,128,542円に確定した旨を本件議員に通知した。

当該支出の額の確定において、本件各支出に係る分については、別表の「払額」を前提に行われた。

(2) 本件各支出について

ア 本件議員は、令和4年度中に、政務活動費として、別表のとおり

「支出月日」に「摘要」の内容で「総支出額」の額で本件各支出を行った。

イ 本件措置請求時において、本件収支報告書の「支出のあん分の状況」欄には、按分対象として、別表の「修正前の記載」欄のとおりの記載があった。

3 本件に係る監査対象機関への議員の説明について

監査対象機関が、本件議員に対し確認したところ、本件各支出に係り、以下のような説明があった。

(1) 伸葉会について

同会の目的は、本件議員の政治活動の支援であり、前身は、阿井伸也後援会の青年部「伸友会」であったと説明があった。

(2) 本件臨時職員等について

令和4年12月から、政党業務の増加に伴い、臨時職員（以下「本件臨時職員」という。）を雇用したと説明があった。

そして、基本的には政党活動を行っているが、政務活動の補助も行っていたため、業務量に応じて、政務活動費から人件費の一部を支出したと説明があった。

あわせて、令和4年度において、本件事務所では、本件事務員及び本件臨時職員以外に雇用されている職員はいないと説明があった。

(3) 本件政党支部、本件後援会及び伸葉会の主な業務内容について

本件政党支部、本件後援会及び伸葉会の主な業務内容については、別紙意見書第2の2(4)ア(イ)のとおりであり、これらのうち、政党支部活動の事務については、本件議員は行っていない旨の説明があった。

(4) 本件各支出について

本件各支出は、原則として、政務活動に充てた「業務量」（業務に充てた時間をいう。以下同じ。）に応じて按分している旨の説明があった。

(5) 携帯電話料金（携帯電話代）及び自動車リース代について

それぞれ、本件政党支部業務では使用していないこと、本件議員個人のみが使用し、私的にも使用していること、また、私的活動について活動量の算定が困難であることから、手引きの「(2) 実態に基づく按分が合理的に説明困難な場合の按分割合」の規定を適用した割合での按分をしたと説明があった。

4 本件事務所の状況及び本件事務員等の業務の状況について

前記3に加え、監査委員事務局の職員が確認したところ、以下の事実が確認された。

(1) 本件所在地には、3階建てのビルが建っている。

そして、本件議員は、監査対象機関に対し、本件議員が事務所として

借りているのは、そのうちの1階のみ(おおよそ30平方メートル)で、本件議員の個人事務所のほか、後援会活動を行う2団体(本件後援会及び伸葉会)の事務所、本件政党支部の事務所として共有し、備品や消耗品なども共用して使用している旨の説明をした。

- (2) 本件議員から任意で提出された業務日誌によると、本件事務員の業務量のうち、政務活動に充てた量は、月によって9割強から3割弱程度と差異はあるものの、年間を通すと7割を超えていた。

本件臨時職員の業務量のうち、政務活動を充てた量も、月ごとに差異はあるものの、2割強から4割弱程度の範囲となっており、年間を通すと3割を超えていた。

なお、本件事務員と本件臨時職員の業務量とを合算し、年間を通して政務活動に充てた量を換算すると、6割を超えていた。

5 政治団体収支報告書の記載内容について

監査委員事務局の職員が千葉県選挙管理委員会から提出された資料を確認したところ、以下の事実を確認した。

- (1) 本件議員が代表者、会計責任者若しくは会計責任者の職務代行者を務める政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第2条の規定によるもの。以下同じ。)又は同議員が被推薦者となっている政治団体として、同法第12条の規定により千葉県選挙管理委員会に提出された収支報告書は3部(本件政党支部、本件後援会及び伸葉会に係るもの。以下「本件各政治団体収支報告書」という。)であった。

なお、千葉県選挙管理委員会が所管する政治団体のうち、令和4年度において、本件政党支部、本件後援会及び伸葉会以外に、本件議員が代表者、会計責任者若しくは会計責任者の職務代行者を務める政治団体又は被推薦者となっている団体は存在しなかった。

- (2) 本件各政治団体収支報告書には、それぞれ、本件政党支部の報告書には「政党の支部」、本件後援会及び伸葉会の報告書には「その他の政治団体(後援会等)」と記載されており、併せて、伸葉会の報告書には、同団体が資金管理団体の指定を受けている旨の記載があった。

第6 判断

1 政務活動費に係る住民監査請求について

- (1) 政務活動費が議員活動への公費による助成という性格を有しているにもかかわらず、前記第5の1(1)のとおり、法、本件条例及び本件規程には、議員や会派が目的や内容等を執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項はなく、その使途の透明性の確保が基本的に議員及び議員から収支報告書及び証拠書類の提出を受ける議長に委ね

られ、その使用の適正性について監査委員を含めた執行機関による厳密な審査が認められないという制度が採用されている趣旨からすると、政務活動費の使用の適正性については、第一次的に議会に自律的に確保させることにより、議員や議会の政務活動に対する執行機関等からの不当な干渉を防止するというところにあるものと解される。

したがって、知事による政務活動費の支出の前提行為となる議員等の政務活動費の使用の適正性について、当該議員等の自律的判断に裁量の逸脱又は濫用があるなど、その判断が合理性に欠けている場合に、知事による政務活動費の支出が違法又は不当となると解される（名古屋高裁金沢支部平成28年（行コ）第4号平成28年6月1日判決参照）。

また、上記のとおり政務活動費についての趣旨から、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含めた執行機関による適合性の審査の対象とはならないと解される（最高裁平成20年（行ヒ）386号平成21年12月17日第一小法廷判決参照）。

- (2) 本件では、請求人は前記第2の3のとおり主張しており、要するに、本件事務所は政党活動の事務所としても活用されており、かつ当該政党活動については、活動の実態があることが本件収支報告書の記載からうかがわれるにもかかわらず、事務所費や事務費について按分の対象としていないことから、政務活動費で政党活動分の事務所費や事務費を補填している旨を主張し、あわせて、当該主張を前提として本件各政治団体収支報告書と比べたところ、本件収支活動報告書と矛盾があることなどを理由に、本件各支出における政務活動費の按分に違法又は不当がある旨主張しているものと解される。
- (3) 前記(1)及び(2)を踏まえ、本件では、本件政務活動費の支出の前提となる本件各支出についての本件議員の按分の判断（算定）に裁量の逸脱又は濫用があるなど、当該判断について、明らかに合理性に欠けているか否かを検討する。

2 本件各支出について

- (1) 本件各支出で政務活動費を按分する対象について

ア 請求人の前記第2の3のとおり主張及び請求人が本件措置請求の際に添付した事実証明書の記載等からすると、請求人は、本件各支出について、政務活動のほかに本件政党支部、本件後援会及び伸葉会と3団体あるので、これらと均等に按分（4等分）すべきと主張しているものと解される。

イ そこで、政務活動費を算出する際に按分の対象とすべき活動を検討すると、伸葉会は、前記第5の3(1)のとおり、後援会の青年部を前身とするものである旨の説明があり、また、当該説明については、

前記第5の5(2)のとおり、伸葉会について、本件各政治団体収支報告書上における「その他の政治団体(後援会等)」との記載及び資金管理団体の指定を受けている旨の記載と矛盾しないことから、信用することができる。

そうすると、伸葉会は、本件議員の後援会活動を行うものと言え、本件収支報告書上の「後援会活動」には、伸葉会も含まれると考える。

ウ したがって、本件各支出においては、原則として、政務活動のほか、後援会活動(本件後援会及び伸葉会)及び政党活動(本件政党支部)が含まれており、本件収支報告書上の「後援会活動」には、本件後援会及び伸葉会の活動が含まれていると解されるから、本件各支出については、後記(4)を除き、後援会活動及び政党活動の2つの活動が政務活動費の按分対象となる。

この点につき、前記第5の2(2)イのとおり、本件収支報告書の「支出のあん分の状況」欄に記載された按分対象には、「政党活動」の記載がないなど、上記按分の実態と合わないものがあるが、令和6年2月1日、本件議員は、本件収支報告書の「支出のあん分の状況」欄に記載された按分対象について、別表の「修正後の記載」欄のとおり、本件条例第10条第5項の規定による修正を行っている。

(2) 本件事務員の人件費について

ア 本件事務員の人件費については、別表のとおり、「職員雇用経費」として、毎月23万円の支出(計12件)をしており、そのうち、70%を政務活動費から支出している。

イ 政務活動とそのほかの活動が渾然一体した場合の按分の仕方については、実態に応じた按分を行うことが原則(前記第5の1(2)ア)であり、前記第5の1(2)ウ(ウ)のとおり、人件費については、活動に従事した時間により按分するよう記載されているから、業務量により人件費を算定したことは妥当であると言える。

ウ ここで、本件議員は、別紙意見書第2の2(4)アのとおり、本件政党支部活動、本件後援会活動及び伸葉会の業務量について、これら各団体の活動内容及び業務量から、本件事務員の業務量の30%を下回る量がこれら各団体の活動に充てられる旨説明しており、すなわち、本件事務員の業務量の70%以上が政務活動に充てられている旨の説明を行っている。

エ 前記ウのとおり議員の説明については、矛盾などの不合理と認められる点はなく、前記第5の4(2)のとおり業務日誌の記載の内容との間に不整合な点や本件各政治団体収支報告書の記載とも明らかな矛盾などは認められず、本件事務員の按分率を70%と算定したことに不合理な点はない。

オ この点、人件費が月ごとの支払いであることを考えると、月ごとに

按分率を算出するなどの他の方法も考えられるが、政務活動費が年度を通して精算されること（本件条例第11条参照）や前記第5の4（2）のとおり、本件事務員の政務活動に充てた業務量が、年間を通して7割を超えていることからすると、毎月の本件事務員の人件費の按分率を70%としたことにやはり不合理な点はない。

カ したがって、本件各支出のうち、本件事務員の人件費についての按分の算定に合理性に欠けている点は認められない。

（3）事務所費及び事務費（政務活動費の按分率を50%としているもの）について

ア 本件各支出のうち、政務活動費の按分率を50%としているものは、別表のとおりであり、議員事務所の運営に係る事務的経費である、事務所賃借料、電話・FAX料金、駐車場賃借料、コピー機リース代・カウント代、事務用消耗品・備品購入費、プロバイダー料金及び電話機リース代（計75件）である。

イ 政務活動とそのほかの活動が渾然一体した場合の按分の仕方について、実態に応じた按分を行うことが原則であることは、前記（2）イと同様であり、業務ごとに本件事務所の場所を区切っておらず（前記第5の4（1）参照）、面積で按分することが困難である事務所費を含め、業務量により事務所費及び事務費を算定することは、前記第5の1（2）ア並びにウ（ア）及び（イ）のとおりの手引きの定めにも則するものであり、妥当である。

ウ この点、本件議員及び知事は、前記第5の3（4）及び別紙意見書第2の2（4）イのとおり、本件事務員の業務量を基準に事務所費及び事務費についての業務量を算出しているが、令和4年12月以降は、本件臨時職員も本件事務所で業務を行っているのであるから、本件臨時職員の事務費も含めて算定すべきと考えられる。

そうすると、前記第5の4（2）のとおり、本件事務所における年間を通じた政務活動に充てた業務量は6割を超えているものである。

エ 本件議員は、前記アの支出について、抑制的にそのうちの5割を政務活動費として請求する旨の説明（前記第4の5（3））をしているが、政務活動費の交付額に上限があることからすると、その範囲内に納まるように、事務所費及び事務費については、実際に政務活動として使用した額よりも低く請求したとの説明は不合理とは言えず、また、政務活動費が年度を通じた精算がされること（前記（2）オ参照）や本件事務所において政務活動に充てた業務量が年間を通すと6割を超えていることからすると、前記アの支出についての按分率を50%としたことが不合理であるとまでは言えない。

オ したがって、本件各支出のうち、事務所費及び事務費（政務活動費の按分率を50%としているもの）についての按分の算定に合理性に欠

けている点は認められない。

(4) そのほかの支出について

以下、前記(2)及び(3)と異なる按分率等で政務活動費を支出している経費について検討する。

ア 臨時職員の人件費について

(ア) 本件議員は、別表のとおり、人件費として、12月28日、2月3日及び3月6日に按分率を30%とする職員雇用経費を支出しており、これは本件事務所において、本件事務員及び本件臨時職員以外に雇用されている職員がいないこと(前記第5の3(2)参照)からすると、本件臨時職員への人件費の支払いと認められる。

(イ) 本件臨時職員については、第5の3(2)のとおり、業務量の増加により雇用したなどの説明があり、これらの説明内容は、前記第5の4(2)のとおり業務日誌の記載とも不整合な点はない。

(ウ)そして、業務量により人件費を算定することが合理的であること、月ごとの算定も考えられるものの、年間を通した業務量で算定することが不合理とは言えないことは、前記(2)の場合と同様に本件臨時職員の政務活動費の按分率の算定にも当てはまるものであることからすると、政務活動に係る年間業務量が3割を超えていた本件臨時職員の按分率を30%としたことに不合理な点はない。

(エ)したがって、本件各支出のうち、本件臨時職員の人件費についての按分の算定に合理性に欠けている点は認められない。

イ 携帯電話料金(携帯電話代)及び自動車リース料について

(ア) 本件各支出のうち、別表のとおり、携帯電話料金(携帯電話代)及び自動車リース代(計19件)については、前記(2)及び(3)と異なる按分率で政務活動費を支出している。

これらについて、本件議員は、前記第5の3(5)のとおり、手引きに記載された按分割合で按分している旨の説明を行っている。

(イ) 携帯電話及びリースした自動車について、本件議員が個人で利用し、私的活動で使用する一方で政党支部活動では使用していないとの説明(前記第5の3(5))は、本件事務所における政党支部活動の内容が党員の管理や党員からの集金に係る事務であることからすると、これらの事務を議員が行っていないとの説明(前記第5の3(3))と併せて不自然なものではない。

また、私的活動について使用量の算定が困難であることからすると、携帯電話及びリースした自動車について実態に応じた按分が困難との説明も不合理なものではない。

そして、合理的な算定が困難な場合の按分率の算定方法は、前記第5の1(2)イのとおり、手引き第2章4(2)の割合を上限として按分することとされているところ、1/3は割り切れない数で

あることを踏まえると、その近似値である35%及び30%での按分をもって、手引きで記載された割合に沿った按分を行っているという説明も不合理とまでは言えない。

(ウ) したがって、本件各支出のうち、携帯電話料金（携帯電話代）及び自動車リース代についての按分の算定に合理性に欠けている点は認められない。

(5) まとめ

よって、本件各支出について、本件議員による按分の判断（算定）に裁量の逸脱又は濫用があるなど、当該判断について明らかに合理性に欠けている点は認められないから、これらを前提とした本件政務活動費の支出に違法又は不当な点はない。

なお、前記（1）ウのとおり、本件収支報告書の記載は修正がされている。

当該修正により、本件各支出に対する本件議員の説明と本件収支報告書の記載が整合性が取れるものとなり、この点に関連して、執行機関（監査対象機関）は、別紙意見書第2の2（4）ア（ウ）及びイ（イ）のとおり、後援会活動以外の活動も含まれる旨を明示すべきであったとし、また、前記第4の5（4）のとおり、政務活動費の適正な活用が図られるよう、議会事務局を通じて徹底していききたい旨の回答をしており、これらの対応は、監査委員としても受け入れられるものである。

3 その他

請求人は、そのほか、措置請求書において、前記第2の3（3）のとおり、訴訟における行為について、また、陳述において、前記第4の3のとおり、監査における証拠の収集方法や事務局職員の監査方法、本件措置請求における監査の対象、別訴訴訟や按分について違法がある旨について、条例についての独自の法解釈なども含め主張などをする。

しかし、本件議員による按分の判断（算定）に明らかに合理性に欠けている点が認められないことは、前記2（5）のとおりであり、そのほかの主張などは、いずれも、知事が本件議員に対し本件条例に基づき支出した令和4年度の政務活動費について措置の請求を行うという、本件措置請求における違法又は不当の主張には当たらないものであり、また、そのほか、前記第5の2（1）及び（2）のとおり行われた、本件政務活動費の支出を違法又は不当とする事情は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件措置請求には理由がないから、上記「第1 結論」のとおり決定する。

別表

※単位：円、%

1 事務所費

支出月日	摘要	総支出額	按分率	修正前の記載	修正後の記載	払額
4 28	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
5 31	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
6 30	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
7 29	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
8 31	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
9 30	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
10 31	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
11 30	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
12 28	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
1 31	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
2 28	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
3 29	事務所賃借料	100,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	50,000
	合計	1,200,000				600,000

2 事務費

支出月日	摘要	総支出額	按分率	修正前の記載	修正後の記載	払額
4 13	事務用消耗品	21,049	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	10,524
4 25	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
4 27	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
4 28	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
4 28	電話・FAX料金	12,520	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,260
4 28	携帯電話料金	8,336	30%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	2,500
5 6	事務用消耗品	2,255	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	1,127
5 25	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
5 27	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
5 30	事務用消耗品	572	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	286
5 31	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
5 31	電話・FAX料金	13,602	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,801
5 31	プロバイダー料金	5,615	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	2,807
6 8	事務所備品	1,448	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	724
6 14	事務所備品	7,333	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	3,666
6 23	コピーカウント代	13,147	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,573
6 27	電話機リース代	10,335	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	5,167
6 27	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
6 27	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
6 30	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
6 30	電話・FAX料金	10,406	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	5,203
6 30	携帯電話料金	8,503	30%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	2,550
6 30	事務用消耗品	1,738	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	869
7 5	事務用消耗品	2,959	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	1,479
7 20	事務用消耗品	26,400	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	13,200
7 25	事務用消耗品	1,523	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	761
7 25	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
7 27	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
7 29	電話・FAX料金	11,717	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	5,858
7 29	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
8 1	プロバイダー料金	5,616	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	2,808
8 24	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
8 29	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
8 31	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
8 31	電話・FAX料金	12,478	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,239
8 31	携帯電話料金	8,742	30%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	2,622
9 23	携帯電話代	17,354	30%	後援会活動	後援会活動・私的活動	5,206
9 26	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
9 26	コピーカウント代	19,465	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	9,732
9 27	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
9 28	事務用消耗品	1,841	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	920
9 30	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
9 30	電話・FAX料金	10,381	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	5,190
9 30	プロバイダー料金	5,616	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	2,808

10	25	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
10	27	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
10	31	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
10	31	電話・FAX料金	10,117	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	5,058
10	31	携帯電話料金	10,935	30%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	3,280
10	31	事務用消耗品	4,553	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	2,276
11	25	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
11	28	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
11	29	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
11	30	電話・FAX料金	11,640	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	5,820
11	30	プロバイダー料金	5,615	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	2,807
11	30	事務用消耗品	31,350	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	15,675
12	13	事務用消耗品	1,067	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	533
12	23	コピーカウント代	15,448	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	7,724
12	26	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
12	27	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
12	28	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
12	28	電話・FAX料金	10,509	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	5,254
12	28	携帯電話料金	8,537	30%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	2,561
1	6	事務用消耗品	4,414	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	2,207
1	16	事務用消耗品	3,756	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	1,878
1	21	事務用消耗品	3,943	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	1,971
1	26	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
1	27	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
1	31	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
1	31	電話・FAX料金	10,711	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	5,355
1	31	プロバイダー料金	5,614	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	2,807
2	27	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
2	28	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
2	28	電話・FAX料金	10,043	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	5,021
2	28	携帯電話料金	8,501	30%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	2,550
3	3	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
3	23	コピーカウント代	24,587	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	12,293
3	27	自動車リース代	129,600	35%	後援会活動・私的活動	(修正なし)	45,360
3	27	コピー機リース代	17,712	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	8,856
3	30	駐車場賃借料	12,000	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,000
3	30	電話・FAX料金	13,376	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	6,688
3	31	プロバイダー料金	5,614	50%	後援会活動	後援会活動・政党活動	2,807
合計			2,353,025				929,037

3 人件費

支出月日	摘要	総支出額	按分率	修正前の記載	修正後の記載	払額	
4	5	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
5	6	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
6	3	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
7	5	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
8	5	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
9	5	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
10	5	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
11	4	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
12	5	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
12	28	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
12	28	職員雇用経費	91,000	30%	後援会活動	政党活動	27,300
2	3	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
2	3	職員雇用経費	103,000	30%	後援会活動	政党活動	30,900
3	6	職員雇用経費	230,000	70%	後援会活動	後援会活動・政党活動	161,000
3	6	職員雇用経費	172,000	30%	後援会活動	政党活動	51,600
合計		3,126,000				2,041,800	

住民監査請求に対する意見書

第1 政務活動費の概要

1 条例及び規程制定等の経緯

平成12年に、地方議員の調査活動基盤を充実させる観点から、調査研究費等の助成を制度化する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部改正が行われ、千葉県においては、「千葉県政務調査費の交付等に関する条例（平成13年千葉県条例第1号）」及び「千葉県政務調査費の交付等に関する規程（平成13年千葉県議会告示第2号）」が制定され、平成13年4月1日から施行された。

その後、平成24年9月に法が一部改正され（平成24年法律第72号）、これまでの政務調査費は「政務活動費」と名称変更し、交付目的も「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」と改められた。また、政務活動費を充てることができる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされるとともに、議長は、政務活動費についての使途の透明性の確保に努めることとされた。この法改正を受けて、平成25年3月、条例及び規程が一部改正され（平成25年千葉県条例第26号及び平成25年3月千葉県議会告示第2号）、「千葉県政務活動費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）」及び「千葉県政務活動費の交付等に関する規程（以下「規程」という。）」と名称変更された。

また、千葉県議会においては、平成13年度の制度開始当初に、使途基準の運用等についての周知とともに「政務調査費運用の手引き」が作成されていたが、その後、平成21年度からは、条例に基づく支出にあたっての留意事項及び使途基準の運用指針である「政務調査費の手引き」を作成し、運用している。平成25年3月には、上記の法改正による条例等の一部改正を受け、所要の改訂を行うとともに、「政務活動費の手引き（以下「手引き」という。）」に名称変更されたところである。

2 政務活動費を充てることができる経費の範囲

条例第2条第1項において「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政

務活動」という。)に要する経費に対して交付する。」とされ、同条2項において「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされている。

当該別表においては、項目を、①調査研究費 ②研修費 ③会議費 ④資料購入費 ⑤資料作成費 ⑥広報費 ⑦事務所費 ⑧事務費 ⑨人件費 ⑩その他の政務活動に必要な経費の10項目に分類し、それぞれ政務活動費の対象となる内容が規定されている。

3 交付の対象、交付金額等

条例第3条において「政務活動費は、千葉県議会の会派(所属議員が1人であるものを含む。以下同じ。)及び議員の職にある者に対し交付する。」とされており、会派及び議員に対する交付金額については、条例第4条第1項において「会派に係る政務活動費の月額、5万円に当該会派の所属議員の数(以下「所属議員数」という。)を乗じて得た額とする。」とされており、第5条第1項において「議員に係る政務活動費の月額は、35万円とする」とされている。

4 交付の決定等

条例第8条において、知事は、議長から会派及び議員についての通知があったときは、政務活動費の交付又は交付の変更の決定を行い、会派の代表者又は議員に通知しなければならない旨が規定されている。

5 請求及び交付

条例第9条において、知事から交付決定の通知を受けた会派の代表者及び議員は、四半期の最初の月の10日までに定められた様式により当該四半期分の政務活動費を知事に対して請求し、知事は請求のあった場合は速やかに交付する旨が規定されている。

6 収支報告等

条例第10条第1項において「会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。」とされており、さらに、同条第4項において、収支報告書には、政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写

し、当該収支報告書に係る会計帳簿の写し、支出に関する書類のうち議長が別に定める書類を添付しなければならない旨が規定されており、規程第6条第4項において、当該議長が別に定める書類とは「現地調査又は先進地視察結果報告書の写し」とされている。

また、収支報告書の提出を受けた議長は、規程第7条第1項により「収支報告書の提出を受けたときは、その写しを速やかに知事に送付しなければならない。」とされている。

7 政務活動費の返還

条例第11条において「知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。」とされている。

8 収支報告書等の閲覧

条例第12条第3項において、議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号）第8条に規定する不開示情報を除き、閲覧に供するものとする旨が規定されている。

9 透明性の確保等

条例第13条第1項において、「議長は、第10条各項の規定により収支報告書が提出されたときは、政務活動費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務活動費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。」とされており、また、同条第2項において、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする旨が規定されている。

第2 請求人の主張とこれに対する知事の意見

1 請求人の主張について

本請求は、措置請求書「第1 請求の要旨」のとおり、千葉県議会の阿井伸也議員（以下「阿井議員」という。）の政務活動費の不当利得の返還を知事が怠っている事実を確認し是正を求める趣旨である。

是正を求める理由は、請求理由及び事実証明書の内容からすると、概ね次のとおりと考えられる。

- (1) 阿井議員の関連団体である「阿井伸也後援会」、「自由民主党千葉県大網白里市第一支部」（以下「自民党支部」という。）及び「伸葉会」は、同議員の事務所と所在地・電話番号が同一であり、これら3つの関連団体の活動に係る経費は政務活動費の対象とはならないところ、令和4年度収支報告書（以下「本件報告書」という。）においては、後援会の活動分のみを除いて充当しており、政務活動費を不正受給している。
- (2) 知事は、千葉地方裁判所における政務活動費に係る住民訴訟において、原告からの提出書面（令和5年10月12日付け）により前記（1）の違法性を認識していながら、是正を行わなかった。

2 知事の意見

請求人が是正を求める理由は、前記1（1）のとおりであるが、具体的には、本件報告書における人件費の支出（以下「本件人件費支出」という。）並びに事務費及び事務所費の支出（以下「本件事務費等支出」という。）において、政務活動費を充当する按分率（70パーセントないし50パーセント）が妥当ではないことから、その支出に違法又は不当があると主張していると考えられるため、以下のとおり意見を述べる。

(1) 手引きにおける按分方法について

手引きでは、「第2章 政務活動費を支出するに当たっての留意事項」「4 経費の按分」において、「一つの経費に政務活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合は、当該経費に一定の割合を乗ずるなど実態に応じて按分したうえで政務活動費を充てなければならない」としたうえで、「按分割合（按分比）の算出方法」として、時間や日数等を基準とした算出方法を例示している。

そのうえで、「（前記のとおり）実態に応じて合理的に説明可能な按分を行うことを

原則とするが、合理的に説明することが困難な場合は、次（下表）に掲げる按分割合を上限として、適切に按分するものとする。」としている。

活動内容	按分割合
政務活動＋政務活動以外の活動が1つ	1／2
政務活動＋政務活動以外の活動が2つ	1／3
政務活動＋政務活動以外の活動が3つ	1／4

※政務活動以外の活動例…後援会活動、政党活動、選挙、私的活動等

以上のことから、一つの経費に政務活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合、まず、実態に応じて時間や日数等を基準とした合理的に説明可能な方法により按分率を算出することとし、合理的に説明することが困難な場合は、上記の表のとおり、活動の数で均等に按分を行うこととなる。

(2) 関連団体について

阿井議員からの説明及び関係資料等の確認（以下「阿井議員確認」という。）によると、同議員の議員事務所（所在地：大網白里市大網155）においては、以下の3団体（以下「本件関連団体」という。）と事務室を共用しており、本件人件費支出において給与を充当対象としている常勤の事務員（以下「本件事務員」という。）が、各団体の運営事務を担当していた。

ア 阿井伸也後援会

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項2号に規定する政治団体に該当し、主に大網白里市内において後援活動を行っている。

イ 自民党支部

政治資金規正法第18条による政治団体（政党の支部）であり、党本部の承認を経て設立される。

ウ 伸葉会

政治資金規正法第19条に規定する資金管理団体であり、同会の目的は、阿井議員の政治活動の支援であり、前身は、阿井伸也後援会の青年部「伸友会」であった。

(3) 関連団体の運営業務の活動区分について

手引きにおいて、前記（1）のとおり、政務活動費以外の活動経費として、後援会活動、政党活動等が例示されているところ、阿井伸也後援会に係る業務は後援会活動に、自民党支部に係る業務は政党活動に区分されると考える。

また、伸葉会については、政治資金規正法第19条第1項に規定する資金管理団体（公職の候補者が、その候補者自身が代表となっている政治団体のうちから、自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの）であり、前記（2）ウのとおり伸葉会は阿井議員の支援を目的としていることからすれば、その運営に係る業務活動は、後援会活動に区分されるものとする。

したがって、本件事務員の兼務及び事務所の共用により、本件人件費支出及び本件事務費等支出には、原則として、政務活動以外のほか、後援会活動及び政党活動が含まれていると考えられる。

（4）按分率の妥当性について

前記（3）のとおり、事務所運営に係る費用の活動区分を踏まえたうえで、各支出の按分率の妥当性について整理すると、次のとおりとなる。

ア 本件事務員に係る人件費（按分率70パーセント）について

（ア）概要

本支出は、本件事務員に係る給与（12件）であり、月額230,000円の支給額について、「後援会活動との按分」として、按分率を70パーセントとし、月額161,000円を政務活動費充当額としている。

阿井議員確認によると、按分率は、おおよその業務量の比率を踏まえ、70パーセントとしたとのことである。

（イ）業務内容等

阿井議員確認によると、本件事務員の本件関連団体運営に係る主な業務内容及び業務量は、次のとおりであった。

①後援会活動

a 阿井伸也後援会

本件事務員の主な業務内容は、連合役員会及び地区ごとの役員会の開催であり、開催案内の作成や発送業務等、おおむね1回の開催あたり、3日程度を要する業務量となる。令和4年度においては、役員会は合計5回開催されている。

b 伸葉会

本件事務員の主な業務内容は懇談会の開催であり、業務内容は、開催案内の作成や発送等、おおむね1回開催あたり1日程度となる。令和4年度にお

いて、懇談会は3回開催されている。

②政党活動（自民党支部）

本件事務員の主な業務内容は、党員の募集、更新（年1回）、党費の集金といった党員管理のほか、寄附金や企業献金等の集金事務となり、平均的には、月に1～3日程度の業務である。

（ウ）按分率の妥当性等

前記（イ）の内容からすると、本件事務員の本件関連団体の運営、すなわち政務活動以外の活動に係る業務日数は、その主な業務に係るもので年間勤務日数の30パーセントは下回ると考えられるところ、阿井議員から提示された関係資料等の内容からしても、特に不合理な点は見受けられなかった。

したがって、本支出の按分率は、実態に応じて合理的に説明できるものということができ、妥当であると考ええる。

ただし、本支出に係る領収書貼付用紙の「支出のあん分の状況」欄には、「後援会活動との按分」と記載されているが、政務活動費と按分する対象には、後援会以外の活動も含まれている旨を明示すべきであったと考える。

なお、請求人は、政務活動費を充当しない30パーセント分について、阿井伸也後援会の人件費支出が月額1万円であることから不正受給である旨を主張しているが、阿井議員からは、政務活動費を充当しない分については、後援会及び自民党支部から支出しているとの説明があった。

イ 事務所費・事務費（按分率50パーセント）について

（ア）概要

本支出は、議員事務所の運営に係る事務的経費であり、事務所賃借料、電話・FAX料金、駐車場賃借料、コピー機リース代・カウント代、事務用消耗品・備品購入費、プロバイダー料金及び電話機リース代（計75件）である。

これらの各支出額について、「後援会活動との按分」として、按分率50パーセントを乗じた金額に政務活動費を充当している。

阿井議員確認によると、本件事務員の給与の按分率が70パーセントであるところ、事務費・事務所費についても、性質的には同様の考え方ができるところ、抑制的に50パーセントにしたとのことであった。

（イ）按分率の妥当性等

前記アのとおり、事務所に常駐し本件関連団体を含めた業務を行っている本件事務員の業務量による按分率が70パーセントと認められるところ、公費が充てられている政務活動費の性質も踏まえれば、合理性がないとは言えない。

したがって、本支出に係る経費について、按分率を50パーセントとしていることは妥当であるとする。

ただし、本支出に係る領収書貼付用紙の「支出のあん分の状況」欄には、「後援会活動との按分」と記載されているが、政務活動費と按分する対象には、後援会以外の活動も含まれている旨を明示すべきであったとする。

(5) 結論

以上のとおり、按分率の算出方法については妥当であり、その他、本件人件費支出及び本件事務費等支出に係る充当額の算定について特に不合理な点は見当たらず、いずれも手引きによる運用指針に準拠していることから、その支出に違法又は不当な点はないとする。

なお、領収書貼付用紙の記載については、阿井議員から、本件報告書の修正報告を行う予定との説明を受けている。